

事 務 連 絡  
令和3年(2021年)2月22日

各介護サービス事業所・各介護保険施設  
管理者 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長

### 「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について

厚生労働省において運用している、通所・訪問リハビリテーションデータ収集システム（VISIT）および高齢者の状態やケアの内容等データ収集システム（CHASE）については、令和3年4月1日より「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence; LIFE ライフ）（以下「LIFE」という。）」として、一体的な運用が開始される予定です。

令和3年度介護報酬改定においては、科学的介護推進加算を始めとし、LIFE の活用等が要件に含まれる加算が設けられます。

つきましては、LIFE を用いた厚生労働省へのデータ提出等が要件となる加算及び LIFE の利用申請の方法等については、下記のとおりですのでご承知おきください。特に、令和3年4月前半にLIFEの利用を開始する場合は、令和3年3月25日までに利用申請を行う必要がありますので、ご注意ください。

### 記

#### 1 LIFE の活用等が算定要件に含まれる加算について

別添1参照

※LIFE の活用は算定要件の1つです。各加算の詳細な要件や算定に係る体制等届様式等については、今後県のホームページ等でお知らせします。

#### 2 令和3年3月25日までに LIFE の利用申請が必要になる事業所

以下の全てに該当する場合は、3月25日までに利用申請が必要です。

①令和3年4月前半にLIFE の利用を開始する場合

②VISIT、CHASE のどちらも利用していない場合

※既に VISIT または CHASE を利用している場合は、ID 等が LIFE へ引き継がれるため、LIFE の利用申請は不要です。

#### 3 利用申請手続きについて

LIFE は web システムですので、インターネットに接続できる環境が必要です。また、利用するた

めには、以下の web サイトから利用申請を行い、ID・パスワードの発行を受けることが必要です。

- ・CHASE (LIFE) の利用申請の URL  
<https://chase.mhlw.go.jp> (令和3年3月末まで)  
<https://life.mhlw.go.jp> (令和3年4月以降)
- ・CHASE の操作マニュアル等の web サイト  
<https://chase.mhlw.go.jp/help> (令和3年3月末まで)  
<https://life.mhlw.go.jp/manual.html> (令和3年4月以降)

#### 4 LIFE の機能全般に関するご質問について

- ・CHASE ヘルプデスク 連絡先  
E-mail : chase@toshiba-sol.co.jp
- ・利用申請ヘルプデスク 連絡先  
電話番号 : 042-340-8819 (平日 10:00~16:00、4 月以降は別番号に変更予定)  
E-mail : chase@toshiba-sol.co.jp

#### 5 その他

上記の他、LIFE の活用等に関する情報は県ホームページをご確認ください。

- ・令和3年度介護報酬改定 (県ホームページ)  
滋賀県 > 県民の方 > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉・介護 > 介護サービス事業者の指定・指導 > 1.最新情報 > 令和3年度介護保険制度改正および報酬改定に係る関係通知について

担当：医療福祉推進課介護施設指導係／在宅介護指導係 電話：077-528-3523 FAX：077-528-4851 メール： <a href="mailto:kaigo@pref.shiga.lg.jp">kaigo@pref.shiga.lg.jp</a> 郵便：520-8577 大津市京町四丁目1番1号
---